



# 小林勝哉

## 社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

**おかげさまで開業二周年  
特定社労士として  
新宿から全国へ**

**職場での理解促進へ**

**労働と共生を可能とする  
労働者協同組合法**

## おかげさまで開業二周年

特定社労士として新宿から全国へ

おかげさまで「一人を大切に、地域に社会に勇気と希望を！」をモットーに新宿で開業し二周年となりました。

法律×ITで新たな価値創造をと、テレワーク専門社労士として全国の多くの企業のみなさまと一緒に、テレワークを通じて人材の定着・戦力化への制度整備を進めさせていただくことができました。

また2022年度より特定社会保険労務士として、紛争を未然に防ぐだけでなく生き生きとした社員の笑顔溢れる新たな事業環境の創造へともに挑戦を始めさせていただきました。

これからも経営者のみなさまの良きパートナーとして、尽力してまいります。

当事務所では、おいしい珈琲を淹れて皆様のお越しをお待ちしております。神楽坂方面にお越しの際は、どうぞお気軽にお立ち寄りください。



## 労働と共生を可能とする 労働者協同組合法

「労働者協同組合」の設置が可能に

2022年10月1日施行の「労働者協同組合法」

(議員立法)の特徴は、主体的に働ける場を  
することを可能とするもので、労働政策としての協同  
労働と地域共生としての協同労働の両面の価値を  
創造できることにあります。

これにより、労働者協同組合の設立が可能となる  
とともに、そこに参画する一人一人が、主体的に  
働きながら共同や共生の感性と作法を磨いていく  
新たな働き方を開始できることとなります。

労働政策としての協同労働では、労働法令が適用  
され、組合と組合員は労働契約を締結します。

また、地域共生としての協同労働では、他の分野  
のみなさまと連携し共生する中で幸福度を高めて  
いく働き方を選択することができます。

これからの新しい働き方について、どうぞお気軽  
にご相談ください。

## 職場での理解促進へ

当事務所では、労働者健康安全機構  
両立支援コーディネーターとして活動  
しております。

男性も女性もともに仕事に挑戦する仲  
間として、職場での妊娠出産に係る理  
解の促進への取り組みをはかっていけ  
るよう、社員のみなさまの笑顔あふれ  
る職場作りを、ご一緒に進めてまいり  
ましょう。



小林勝哉  
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3階

TEL : 03-6228-1336

FAX : 03-3269-2737

